

# くずまき

共に支え、  
支えられる  
地域福祉のまちづくり

No.127  
令和5年6月発行

編集発行：社会福祉法人 葛巻町社会福祉協議会  
葛巻町葛巻 17-44-9 葛巻町高齢者福祉センター内  
TEL：0195-68-7161 FAX：0195-66-3665  
E-mail：kuzumaki-shakyo@peace.ocn.ne.jp  
ホームページ：http://kuzumaki-shakyo.jp



## 社協 だより

### 主な内容

- 「うたごえ喫茶」開催のご案内
- 生活福祉資金「緊急小口資金等の特例貸付」についてのお知らせ
- 令和5年度「社協会費納入ご協力のお願い」

社協は、社会福祉協議会の略称です。



### 懐かしの名曲とともに ～うたごえ喫茶～

昨年9月に完成した葛巻町高齢者福祉センターにおいて、6月1日（木）、同センターを活用した新たな交流の場づくりを目的に「うたごえ喫茶」を開催しました。【関連記事2ページ】



— この広報紙は、共同募金配分金の一部をあて発行しています。 —

## 「うたごえ喫茶」開催のご案内

葛巻町社会福祉協議会では、交流の場の提供や生きがいづくりのための新たな取組として、葛巻町高齢者福祉センターで「うたごえ喫茶」を開催することとしました。「うたごえ喫茶」は、誰もが気軽に参加して、楽しんでいただくことをモットーに、月1回(第1木曜日)開催することとし、第1回目の開催となった6月1日(木)には、21名から参加いただきました。第2回目以降の開催日及び事業の詳細は、下記のとおりです。皆さまの参加をお待ちしております。

**次回開催:7月6日(木)午前10時~午後2時 葛巻町高齢者福祉センター**

### 1. 開催日

毎月、第1木曜日に開催します。

- ③8月3日(木)、④9月7日(木)、⑤10月5日(木)、⑥11月2日(木)、  
⑦12月7日(木)、⑧1月11日(木)、⑨2月1日(木)、⑩3月7日(木)

※1月は、お正月期間と重なるため、第2木曜日となります。

### 2. 時間・場所

時間:午前10時~午後2時(お好きな時間から参加することができます。) 場所:葛巻町高齢者福祉センター 2階 会議室

### 3. 内容

#### (1) ちょこっと体操 (10:00~11:00)

指導:シルバーリハくずまき

- ・シルバーリハビリ体操とは?

立つ、座る、歩く等の日常生活を営むために必要なからだの機能の維持増進を目的とした「いつでも」、「どこでも」、「ひとりでも」、特別な道具を使わずにできる体操です。また、介護予防にも効果のある体操として全国的に普及しています。



#### (2) 歌や踊り (11:00~12:30)

出演:こぶし会(カラオケサークル)



#### (3) 一般参加者のカラオケ (12:30~14:00)

参加された皆さんでカラオケを楽しみましょう

#### (4) お風呂を利用することもできます (10:00~16:00)

対象者:60歳以上の方、障がい者の方など

料金:100円

利用日:毎週木曜日のほか月曜日も利用可能



お風呂(1階)

#### 「すずらん工房」による販売

すずらん工房の販売(飲み物、軽食等)もありますので、この機会に是非、ご利用ください。

メニュー表	
コーヒー	100円
アイスコーヒー	100円
かき氷(いちごミルク) (要予約)	200円
ピザ	限定 10枚
1/4カット	150円
1ホール	600円

すずらん工房 メニュー表



アイスコーヒー



かき氷



ピザ

### 4. その他

希望される方には、自宅から最寄りのバス停までの送迎を行っています。(月ごとに、送迎区域が異なりますので、ご注意ください。)詳しくは、葛巻町社会福祉協議会(電話 68-7161)までご連絡ください。



# 生活福祉資金「緊急小口資金等の特例貸付」についてのお知らせ

生活福祉資金「緊急小口資金等の特例貸付」は、岩手県社会福祉協議会が行っている貸付制度です。償還に関して、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特例措置として、返済の免除や償還の猶予等を受けることができますので、概要をお知らせします。

## 1. 返済免除について

特例貸付における償還が困難となった場合には、返済を免除することができます。

### ◆返済免除のポイント

- (1) 借受人と世帯主が**住民税非課税**（均等割・所得割いずれも）であれば、**返済免除**の対象となります。  
そのほかの世帯員の課税状況は、問いません（※免除決定時点で返済している金額は、免除対象外となります）。  
そのほかの免除要件や免除の上限額等が資金の種類により異なりますので、詳しくはお問い合わせください。
- (2) 上記以外にも、**判定年度以降に借受人及び世帯主が住民税非課税となった場合の一括免除**や返済中に**借受人の死亡、失踪宣言、精神保健福祉手帳（1級）または身体障害者手帳（1級または2級）の認定、自己破産**などで返済が困難となったときは、全部または一部の返済を免除できる場合があります。
- (3) 返済免除には、**必ず申請が必要**となります。  
岩手県社会福祉協議会からの通知をご確認のうえ、期限内の申請をお願いします。  
転居等で**申請時と住所が異なる場合は、貸付申請の手続きをした市町村社会福祉協議会までご連絡ください。**

## 2. 償還猶予について

特例貸付における償還が困難となった場合には、償還を猶予することができます。（期間は、原則1年間）

(1) 償還猶予の対象となる事由	(2) 申請に必要な書類等
①地震や火災等で被災した場合	被災証明書、り災証明書 等
②病気療養中の場合	診断書、病状証明書 等
③失業又は離職中の場合	退職証明書、離職票 等
④奨学金や事業者向けのローン（住宅ローンを除く）など、他の借入金の償還猶予を受けている場合	他の借入金の償還猶予を受けていることが確認できる書類
⑤自立相談支援機関に相談が行われた結果、当該機関において、借受人の生活状況から償還猶予を行うことが適当であるとの意見が提出された場合	自立相談支援機関からの意見書
⑥都道府県社会福祉協議会が上記と同程度の事由によって償還することが著しく困難であると認める場合 【やむを得ない事由の例】 ・収入減少や不安定就労によって生活が安定しない（直近3か月の収入が住民税非課税相当を目安に判断）。 ・DV等の被害を受けて避難している。 ・多重の債務があり、債務整理を行う可能性がある。 ・公共料金等の滞納が続いており、生活に困窮している。 等	面談等を通じ、生活状況を聴取した上で、やむを得ない事由かどうか判断 ※やむを得ない事由：左記を参照

## 3. 少額返済について

毎月の返済が困難となった場合は、一定期間返済額を減額することができます。少額返済を希望する場合は、世帯状況（収支状況を含む。）の聞き取り等を行い、支払可能な償還額を相談しながら決定することとなります。

なお、少額返済の場合は、償還猶予と異なり、最終償還期限を延長することはできません。

## 4. 問い合わせ先

社会福祉法人岩手県社会福祉協議会 地域福祉企画部生活支援相談室  
〒020-0831 岩手県盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手内  
電話：019-601-7063（平日9:00～17:00）

※償還免除の要件など、一般的な内容の問い合わせは、下記をお願いします。

個人向け緊急小口資金・総合支援資金 コールセンター

電話：0120-46-1999（平日9:00～17:00）





## 令和5年度「葛巻町社会福祉協議会会費納入ご協力のお願い」

皆さまには、日頃から当協議会の活動に格別のご支援、ご協力を賜り心から感謝申し上げます。本会は、行政や関係機関、団体などと連携し「共に支え、支えられる地域福祉のまちづくり」を推進しています。

本会では、各種事業の実施にあたり、会費をはじめ、町等からの補助金や事業委託料、共同募金助成金などを財源として活動しています。特に会費は、皆さまからお預かりした大切な資金であり、生活困窮の方々への支援をはじめ、高齢者や障がい者の方々などの交流や居場所づくり等、地域福祉推進の取組のために活用しています。

令和5年度の会費額については、3月24日（金）に開催された第111回評議員会において、次のとおり決定いただきました。

時節柄ご負担をおかけすることとなり大変恐縮に存じますが、諸事業を推進するために会員の皆さまには、何とぞご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。（会費の納入は、強制ではなく任意です。）

1. **会費額** 1世帯 1,000円（昨年度と同額）
2. **依頼時期** 7月中旬（各世帯には、自治会長様を通じて、ご協力をお願いする予定です。）

### 令和5年度「会費の主な使いみち」

ひとり暮らしの方を対象とした交流会の開催



おたっしゅの会

新たな交流の場づくり



うたごえ喫茶

各種研修会の開催



町老人クラブ女性会員研修会

## 配食サービス「配達ボランティア」を募集

葛巻町社会福祉協議会では、ボランティアのご協力により、安否確認を兼ねて、75歳以上の方や70歳以上でひとり暮らしの方、日中、障がい者だけになる方を対象に、月4回、町内の飲食店が作った「お弁当」と「牛乳」をお届けしています。現在、お弁当を配達するボランティアが不足しています。町民の皆さまのご協力をお願いします。

### 1. 内容

葛巻町高齢者福祉センターから利用者宅へボランティアの自家用車をお借りして、2人1組で配達します。

### 2. 日時

月4回（平日）のうち、活動可能な日、午前9時から3時間程度。（事前に活動が可能な日を確認し、予定表を組んで活動します。）

### 3. 要件

車を運転する場合は、普通自動車第一種運転免許をお持ちの方。



配達ボランティアと利用者（円内㊦）

## エンゼル事業



葛巻町社会福祉協議会では、新生児誕生祝として、紙おむつ給付券を差し上げております。

赤ちゃんのご誕生おめでとうございます。

しみずの 清水野 結紀ちゃん R4.12.25 生  
 ゆうき はるき 陽紀くん R4.12.25 生  
 たつき 達紀くん R4.12.25 生

【保護者：義人・紹子】（車 門）



㊦から、達紀くん、陽紀くん、結紀ちゃん

### まごころ寄附 (令和5年4月～令和5年5月)

次の方々から心温まるご寄附をいただきました。誠にありがとうございました。

山形 尚之様 (茶屋場)	100,000円
長根 節男様 (名前端)	100,000円
澤口 悟様 (城内小路)	100,000円